

TPP11(CPTPP)及び日EU・EPA 原産地規則について【ケーススタディ】



2019年6月
東京税関
総括原産地調査官

I. 自己申告制度利用の流れ

II. TPP11(CPTPP)

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ

III. 日EU・EPA

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ
3. 演習

自己申告制度利用の流れ

製品の生産工程表・材料一覧表等を準備

製品の生産がどこまで遡っても協定締約国(注1)で完結している。

全ての一次材料(注2)が協定上の原産品である。

一次材料(注2)に非原産材料が含まれる。

完全生産品

原産材料のみから生産される製品

課税価格総額
20万円以下

課税価格総額
20万円超

課税価格総額
20万円以下

課税価格総額
20万円超

原産品申告書
提出省略可

①原産品申告書
作成又は入手

原産品申告書
提出省略可

①原産品申告書
作成又は入手

一次産品であり、
インボイス等によって
完全生産品であるこ
とが確認できる。

原産品申告明細書
提出省略可

製品のHS番号を調べて品目別規則を確認。
規則に応じて下記a～cについて準備した資料(必要に応じて
追加資料を入手)で確認し、規則を満たすか検討する。
a. 関税分類変更基準 … 全材料とそのHS番号
b. 付加価値基準 … 計算に必要なコスト
c. 加工工程基準 … 製造工程

規則を満たす。

規則を満たさない材料がある。

累積、僅少の非原産材料(許容限度)その
他の規定の適用により、品目別規則を満た
すか確認。

規則を満たす。

規則を満たさない。

実質的変更基準を満たす製品

原産品ではない

課税価格総額
20万円以下

課税価格総額
20万円超

原産品申告書
提出省略可

①原産品申告書
作成又は入手

文書による事前教
示を取得し、輸入
申告書に登録番号
を記載した場合は
提出省略可

②原産品申告明細書を作成し、
③製品が協定上の原産品であることを示す関係書類を添付する。

(注1) TPP11の場合は日本を含む一又は二以上の締約国、
日EU・EPAの場合はEU全体又は日本、
日オーストラリアEPAの場合はオーストラリア又は日本。
(注2) 最終製品の生産に直接使用された材料をいう。
なお、**原産材料と扱う場合は疎明資料が必要**になります。

I. 自己申告制度利用の流れ

II. TPP11 (CPTPP)

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ

III. 日EU・EPA

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ
3. 演習

①原産品申告書 記載要領

様式は任意です

<原産品申告書記載要領>

税関様式C第5292号-3

原産品申告書

(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)

1. 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス

2. 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス

3. 輸入者の氏名又は名称、住所（日本国内に限る）、電話番号及び電子メールアドレス

No.	4. 産品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合は、半明している場合）	5. 関税分類 番号（6桁、 HS 2012）	6. 適用する原産性の基準 （WO、PE、PSR） 適用するその他の原産性の基準（DMI、ACU）

7. 包括的な期間（同一の産品が2回以上輸送される場合の期間）

8. その他の特記事項

9. 私は、この文書に記載する産品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとするに同意する。

作成年月日

作成者の氏名又は名称

印又は署名

代理人の氏名又は名称

印又は署名

代理人の住所又は居所

本原産品申告書の作成者（☐輸入者、☐輸出者、☐生産者）

説明：完全生産品、PE：原産材料のみから生産される産品、PSR：実質的変更に準拠する産品、DMI：僅少の非原産材料、ACU：累積

輸出者の住所は、締約国内の産品が輸出された場所とする。

輸出者と異なる場合に記載する。

生産者が複数いる場合には、「複数」と記載するか又は生産者の一覧を提供する。

これらの情報の秘密が保持されることを希望する者は、「輸入締約国の当局の要請があった場合には提供可能」と記載することが認められる。なお、生産者の住所は、締約国内の産品が生産された場所とする。

産品毎に記載する。

品名は、対象となる産品と関連付けるために十分なものとする。

該当する特惠基準（WO、PE、PSR）のいずれかを必ず記載する。なお、必要に応じてDMI、ACUを記載する。

12箇月を超えない特定の期間における同一の産品の2回以上の輸送を対象とする場合には、当該特定の期間を記載する。

任意様式を利用する場合も、この誓約を付記する必要がある。

本原産品申告書の作成を委託する場合はその依頼された者。

②原産品申告明細書 記載要領

<原産品申告明細書記載要領>

税関様式 C 第 5293 号

原産品申告明細書

(ロオーストラリア協定、OTPP11 協定、OEU 協定)

1. 仕入書の番号及び日付

2. 原産品申告書における製品の番号

3. 製品の関税分類番号

4. 適用する原産性の基準

☐ WO 又は A ☐ PE 又は B☐ PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること)☐ CTC 又は 1・☐ VA 又は 2・☐ SP 又は 3・☐ DMI 又は E・☐ ACU 又は D

5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明

6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者

☐ 生産者、☐ 輸出者、☐ 輸入者

7. その他の特記事項

8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所

印又は署名

(代理人の氏名又は名称及び住所又は居所)

印又は署名

作成 年 月 日

※WO 又は A：完全生産品、PE 又は B：原産材料のみから生産される製品、PSR 又は C：実質的変更基準を満たす製品、CTC 又は 1：関税分類変更基準、VA 又は 2：付加価値基準、SP 又は 3：加工工程基準、DMI 又は E：僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D：累積

様式は任意です

いずれか一つに必ずチェックを付す。

原則として日本への輸入通関に用いられるインボイスの番号・日付。

該当する原産品申告書の製品の概要欄の番号を記載。なお、概要欄1欄毎に明細書を作成。

製品の関税分類番号を6桁レベルで記載。

製品に適用する原産性の基準について、WO又はA、PE又はB、PSR又はC、のいずれか1つに必ずチェックを付す。

なお、PSR又はCにチェックを付した場合には、CTC又は1（関税分類変更基準）、VA又は2（付加価値基準）、SP又は3（加工工程基準）のいずれか1つに必ず、また必要に応じてDMI又はE、ACU又はDにチェックを付す。

いずれか一つに必ずチェックを付す。

(4欄でチェックを付した原産性の基準に応じて、以下のような事実を記載。)

- ・WO又はA：締約国において完全に得られた、又は生産された製品であることを確認できる事実
- ・PE又はB：すべての一次材料（製品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が原産材料となっていることが確認できる事実
- ・CTC又は1：すべての非原産材料の関税分類番号と製品の関税分類番号との間に特定の関税分類番号の変更があることが確認できる事実
- ・VA又は2：各協定に定める計算式によって、一定の価値が付加されていることが確認できる事実
- ・SP又は3：特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる事実
- ・その他の原産性の基準：輸入しようとする製品が各協定に規定するその他の原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実

6欄においてチェックを付した証拠書類の保有者と8欄の作成者の関係性が不明確な場合には、必要に応じて両者の関係性を記載する。

自署又は署名の形状の印字。

③原産品申告明細書に添付する関係書類

原産品申告明細書等に記載された説明内容を確認できる、以下のような関係書類を添付する。

○ 完全生産品の場合

産品が締約国において完全に得られた産品であることを確認できる契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

○ 原産材料のみから生産された産品の場合

すべての一次材料(※)が締約国の原産品であることが確認できる契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書等

※一次材料：産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く

○ 実質的変更基準を満たす産品の場合

イ. 関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税率表番号が確認できる総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

ロ. 付加価値基準を適用する場合

産品のFOB価額とすべての非原産(一次)材料のCIF価額による計算式によって特定の付加価値を付けていることが確認できる製造原価計算書、仕入書、伝票、請求書、支払記録等

ハ. 加工工程基準を適用する場合

当該基準に特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

➤ 原産品申告明細書に添付する書類の例

France wine corporation

Material List

Product : Red Wine

NO. : XXXXXX

	Material	Remarks
1	Grape	Variety of grape Merlot FRANCE 80% Cabernet sauvignon FRANCE 20%
2	Antioxidant	

注) 原産品であることを説明する本書類はあくまで例であり、本事例では、ぶどうがEU域内で収穫されたものであることを示す書類として材料表を取り上げております。

材料表以外の書類であっても、契約書、製造工程フロー図等、ぶどうがEU域内で収穫されたことが分かる書類であれば構いません。

また、輸出者からぶどうがEU域内で収穫されたことが分かる書類が入手できない場合はその旨を明細書に記載ください。

I. 自己申告制度利用の流れ

II. TPP11 (CPTPP)

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ

III. 日EU・EPA

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ
3. 演習

【事例】革靴(輸入者自己申告)

○カナダから日本に輸入される「革靴」を、TPP11税率を適用して通関したい。

○当該貨物に対しTPP11税率の適用は可能か。
また、TPP11税率を適用するために必要な手続きは何か。



品番:XXXXXX

アッパー:牛革

ソール:合成底

手順1: 貨物のHS番号を確認し、EPA税率が設定されていることを確認する。

日本に輸入する場合のEPA税率は、税関のホームページの「実行関税率表」で調べることができます。

税関HP>実行関税率表

第12部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及び杖並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品

第64類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

2019年4月1日現在

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)			TPP11 (CPTPP)	欧州連合 EU
番号 H.S. code			基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	スイス Switzerland		
6403 99		その他のもの										
		1 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの(スリッパその他の室内用履物を除く。)										
	011	(1)体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	27%		(27%)		無税	27%			23.6%	23.6%
		(2)その他のもの	60%又は 4,800円/ 足のうち いずれか 高い税率				無税					
		－ 共通の限度数量以内のもの		21.6%	(21.6%)							
		－ 中底が19cmを超えるもの										
	012	－ 紳士用のもの									21.6%	
	013	－ 婦人用のもの									21.6%	
	014	－ その他のもの									21.6%	
		－ その他のもの										
		－ 中底が19cmを超えるもの			30%又は 4,300円/ 足のうち いずれか 高い税率							
	015	－ 紳士用のもの						● 無税～ 5%	無税	無税	17.6%	17.7%

①

EPA税率を適用しようと
する貨物のHS番号を確認

②

EPA税率が設定され
ていることを確認

【事例】革靴(輸入者自己申告)

手順2: 産品が原産品として認められるかを確認する。



品番: XXXXXX
 アッパー: 牛革
 ソール: 合成底

品名: 革靴 (FOB 価格 \$40)

品番: XXXXXX

製造原価計算書

まずは材料と製造場所の確認

				調達国	HS Code	価格 (\$)
直接費	材料費	1	牛革(甲)	カナダ	41 類	■
		2	牛革(中底)	中国	41 類	■
		3	本底・ヒール(EVA)	中国	64 類	3
		4	中敷き用コルク	中国	45 類	■
		5	接着剤	中国	35 類	■
		6	縫糸(ポリエステル)	中国	54 類	■
	労務費					■
間接費	開発費					■
	水道光熱費					■
	減価償却費					■
合計						■

<製造工程> 製造工場: カナダ、バンクーバー市

牛革を甲、中底に、コルクを中敷きに裁断

甲、中敷き、中底を縫製

縫糸

靴型に成形

本底・ヒール

接着剤

検査

Canada Shoes Co., LTD.
 12345, XX XX Street, Vancouver, Canada

【事例】革靴(輸入者自己申告)

完全生産品か、原産材料のみから生産される製品か、実質的変更基準を満たす製品か



革靴
(第6403.99号)

カナダ所在の工場で製造

一次材料

カナダ

牛革(甲用)(第41類)

中国

牛革(中底用)(第41類)

中国

中敷き用コルク(第45類)

中国

縫糸(第54類)

中国

接着剤(第35類)

中国

本底・ヒール(第64.06項)

非原産材料

産品が締約国の領域で完全に
生産されている

非原産材料を使用している

× 完全生産品
× 原産材料のみから生産される産品

実質的変更基準を満たす産品
といえるか検討

産品のHS番号の
品目別規則を確認

【事例】革靴(輸入者自己申告)

商品のHS番号の品目別規則を確認

原産地規則ポータル(税関HP) > 品目別原産地規則検索ページ > 品目別原産地規則一覧表

協定別全品目別規則一覧 (HS2012) / Product-Specific Rules of Origin for EPAs (Schedule) (HS2012)

番号 /H.S. code	品名 /Description	TPP11(CPTPP)協定 /Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership
6403.99	その他のもの	method; or (b) 55 per cent under the build-down method. 第六四・〇三項の産品への他の類の材料からの変更又は 第六四・〇三項の産品への他の項の材料からの変更(第六四・〇一項から第六四・〇二項までの各項、第六四・〇四項から第六四・〇五項までの各項若しくは第六四〇六・一〇号の材料又は第六四〇六・九〇号の甲の組立て(木製のものを除く。)からの変更を除く。)及び域内原産割合が(a)四十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)五十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること。
	Other	A change to a good of heading 64.03 from any other chapter; or A change to a good of heading 64.03 from any other heading, except from heading 64.01 through 64.02 or 64.04 through 64.05, subheading 6406.10 or assemblies of uppers other than of wood of subheading 6406.90 provided there is a regional value content of not less than: (a) 45 per cent under the build-up

TPP11(CPTPP)

品目別原産地規則

協定を選択し、
HS番号6桁を入力
すると品目別規則を
検索できる

商品のHS番号

【事例】革靴(輸入者自己申告)

品目別規則を満たすか確認

➤ TPP11(CPTPP) 品目別規則 第64.03項

第64.03項の産品への他の類の材料からの変更①

又は

第64.03項の産品への他の項の材料からの変更(第64.01項から第64.02項までの各項、第64.04項から第64.05項までの各項若しくは第6406.10号の材料又は第6406.90号の甲の組立て(木製のものを除く。)からの変更を除く。)及び域内原産割合が(a)45%以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)55%以上(控除方式を用いる場合)であること②

《 ① を適用 》

非締約国

牛革(中底用)(第41類)

中敷き用コルク(第45類)

縫糸(第54類)

接着剤(第35類)

本底・ヒール(第64.06項)

牛革(甲用)
(第41類)

類の変更があるため
品目別規則を満たす

原産材料とは、協定上の原産品を材料として使用するものを指す。

→「調達国:カナダ」という情報のみでは、TPP11上の原産材料とはいきれない。

類の変更がないため品目別規則を満たさない。

革靴
(第6403.99号)

TPP11締約国

【事例】革靴(輸入者自己申告)

品目別規則を満たすか確認

➤ TPP11(CPTPP) 品目別規則 第64.03項

第64.03項の産品への他の類の材料からの変更①

又は

第64.03項の産品への他の項の材料からの変更(第64.01項から第64.02項までの各項、第64.04項から第64.05項までの各項若しくは第6406.10号の材料又は第6406.90号の甲の組立て(木製のものを除く。)からの変更を除く。)及び域内原産割合が(a)45%以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)55%以上(控除方式を用いる場合)であること②

≪

①

を適用≫

非締約国

牛革(中底用)(第41類)

中敷き用コルク(第45類)

縫糸(第54類)

接着剤(第35類)

本底・ヒール(第64.06項)

牛革(甲用)
(第41類)

類の変更があるため
品目別規則を満たす

類の変更がないため品目別規則を満たさない。
→ 僅少の非原産材料を適用できるか確認。

非原産材料として扱っても品目別規則を
満たすため、原産性の確認は不要。

TPP11締約国

革靴
(第6403.99号)

【事例】革靴(輸入者自己申告)

「僅少の非原産材料」を適用できるか確認

品名:革靴(FOB 価格 \$40)

品番:XXXXXX

製造原価計算書

				調達国	HS Code	価格 (\$)
直接費	材料費	1	牛革(甲)	カナダ	41 類	
		2	牛革(中底)	中国	41 類	
		3	本底・ヒール(EVA)	中国	64 類	3
		4	中敷き用コルク	中国	45 類	
		5	接着剤	中国	35 類	
		6	縫糸(ポリエステル)	中国	54 類	
	労務費					
間接費	開発費					
	水道光熱費					
	減価償却費					
合計						

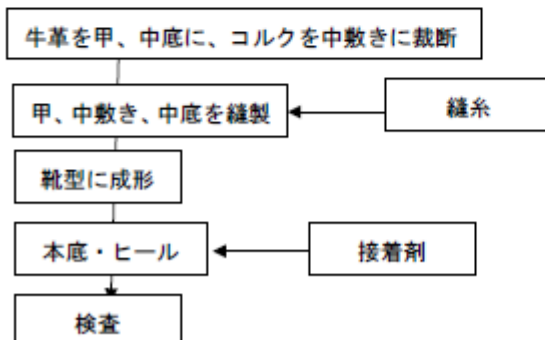
僅少の非原産材料を適用する価額を確認。
無関係な箇所は黒塗り可。

→ 「僅少の非原産材料」

$$\$3 \div \$40 = 7.5\% \leq 10\%$$

→ 「僅少の非原産材料」の適用が可能

<製造工程> 製造工場:カナダ、バンクーバー市



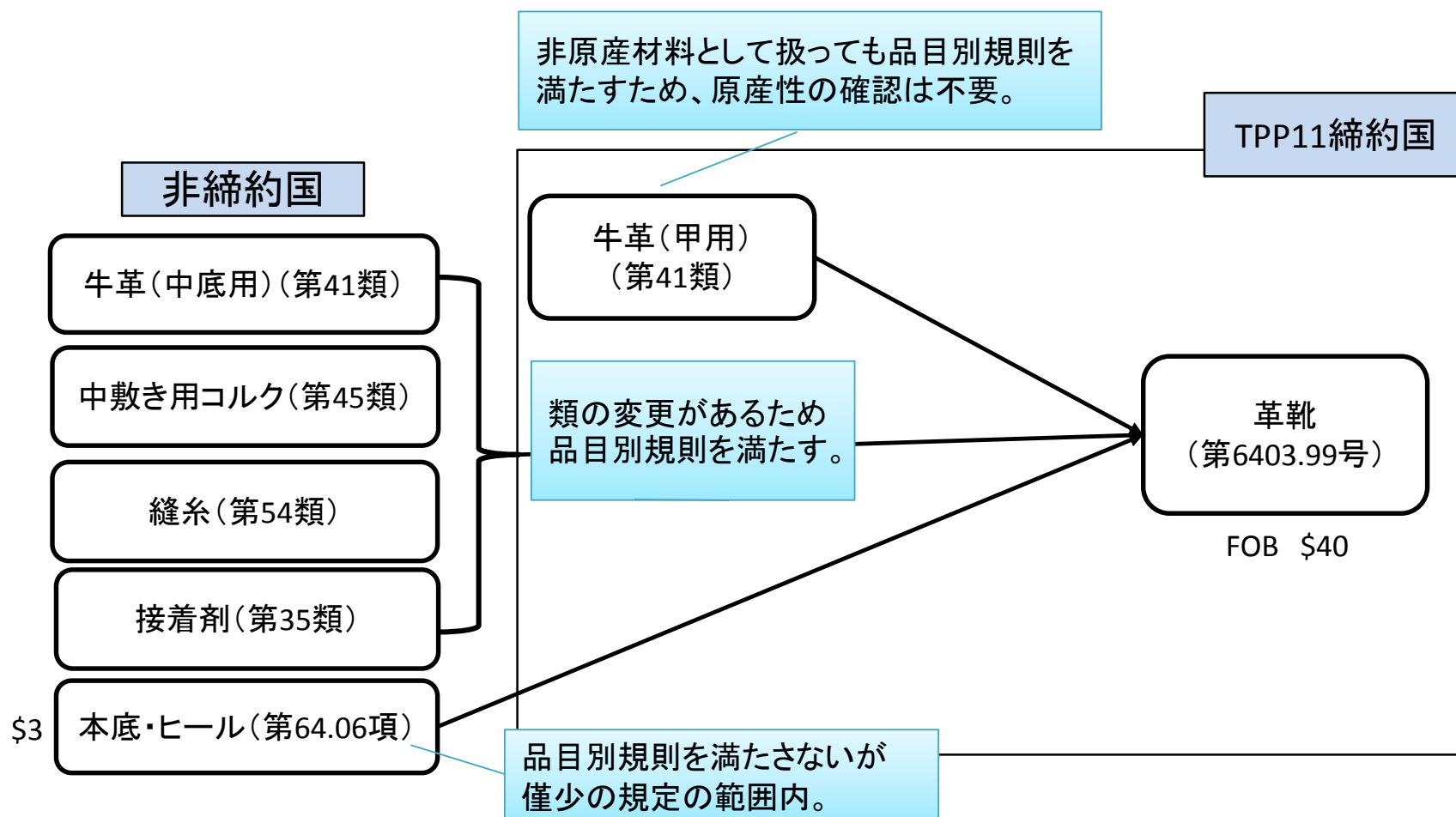
Canada Shoes Co., LTD.
12345, XX XX Street, Vancouver, Canada

【事例】革靴(輸入者自己申告)

《

①

を適用》



革靴は、本底・ヒールが僅少の規定を満たし、その他の材料が品目別規則を満たすので、TPP11上の原産品と認められる

【事例】革靴(輸入者自己申告)

手順3: 原産品申告書を作成する。

<原産品申告書の記載例> 税関様式C第5292号-3

原 産 品 申 告 書

(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)

1. 輸出者の氏名又は名称、住所(国名を含む)、電話番号及び電子メールアドレス カナダシューズ株式会社 12345, XX XX Street, Vancouver, Canada XXX-XXXX XXXXXX@co.ca			
2. 生産者の氏名又は名称、住所(国名を含む)、電話番号及び電子メールアドレス			
3. 輸入者の氏名又は名称、住所(日本国内に限る)、電話番号及び電子メールアドレス 税関商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68 03-3456-XXXX XXXXXX@customs.co.jp			
No.	4. 商品の概要 品名、仕入書の番号(一回限りの輸入申告に使用する場合は、判明している場合)	5. 関税分類番号 (6桁、HS 2012)	6. 適用する原産性の基準 (WO、PE、PSR) 適用するその他の原産性の基準(DMI、ACU)
1	革靴 (LEATHER SHOES) 仕入書番号: ABC012345, 2019.3.1	第6403.99号	PSR DMI
7. 包括的な期間(同一の商品が2回以上輸送される場合の期間)			
8. その他の特記事項			

9. 私は、この文書に記載する商品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとするに同意する。

作成年月日 2019年3月15日
 作成者の氏名又は名称 税関商事株式会社 印又は署名
 代理人の氏名又は名称 _____ 印又は署名
 代理人の住所又は居所 _____

税関
商事

本原産品申告書の作成者 (☒輸入者、☐輸出者、☐生産者)

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される商品、PSR: 実質的変更基準を満たす商品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

(規格A4)

輸入者は、当該革靴がTPP11上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。

なお、輸入者がそもそも原産性を判断するに足る情報を有していない場合は、輸出者又は生産者において原産品申告書の用意が必要であることに留意してください。

1. 輸出者の氏名又は名称、住所(国名を含む)、電話番号及びメールアドレス

輸出者の住所は、締約国内の産品が輸出された場所とする。

4. 商品の概要

品名: 革靴(LEATHER SHOES)

ほか、仕入書の番号や日付等、輸入申告と突合ができる情報を記載する。

5. 関税率表番号

第6403.99号(6桁で記載)

6. 適用する原産性の基準

実質的変更基準を満たす産品なので「PSR」と記載。

僅少の非原産材料の規定を適用しているため「DMI」と記載。

【事例】革靴(輸入者自己申告)

手順4: 原産品申告明細書を作成する。

<原産品申告明細書の記載例>

税関様式C 第5293号

原産品申告明細書

(□オーストラリア協定、☒TPP11協定、□EU協定)

1. 仕入書の番号及び日付 ABC012345、2019.3.1	
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第6403.99号
4. 適用する原産性の基準 ☐ WO又はA ☐ PE又はB ☒ PSR又はC (PSR又はCの場合は以下もチェックすること) ☒ CTC又は1・ ☐ VA又は2・ ☐ SP又は3・ ☒ DMI又はE・ ☐ ACU又はD	
5. 上記4.で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> (すべて非原産材料とする。) ①牛革(甲) (第41類) ②牛革(中底) (第41類) ③本底・ヒール (第64類) ④中敷き用コルク (第45項) ⑤接着剤 (第35類) ⑥ポリエステル製縫糸 (第54類) <製造工程> カナダ、バンクーバー市所在の輸出者の工場において、上記材料を用いて本産品を製造する。 ①、②の牛革及び④のコルクを甲、中底、中敷きに裁断、当該材料を⑥の縫糸で縫製したものを、⑤の接着剤で③の本底・ヒールと圧着する。 ①、②、④、⑤、⑥は類の変更を満たし、③は\$3/40=7.5%であり、僅少の非原産材料の規定を適用できることから、本産品はTPP11の原産品である。 上記事実は別添製造原価計算書及び製造工程表により確認することができる。	
6. 上記5.の説明に係る証拠書類の保有者 ☐ 生産者、 ☐ 輸出者、 ☒ 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商事株式会社 東京都港区海岸2-7-68 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所) 作成 2019年XX月1日	

※WO又はA: 完全生産品、PE又はB: 原産材料のみから生産される産品、PSR又はC: 実質的変更基準を満たす産品、CTC又は1: 関税分類変更基準、VA又は2: 付加価値基準、SP又は3: 加工工程基準、DMI又はE: 僅少の非原産材料又は許容限度、ACU又はD: 累積

(規格A4)

2. 原産品申告書における製品の番号

原産品申告明細書は、原産品申告書の産品毎に作成する。この欄には、原産品申告書の「産品の概要」における産品の欄の番号([1]、[2]など)を記載する。

4. 適用する原産性の基準

実質的変更基準を満たす産品なので「PSR又はC」にチェック。かつ、関税分類変更基準を適用するので「CTC又は1」にチェック。
 さらに、僅少の非原産材料の規定を適用しているので、「DMI又はE」にチェック。

5. 上記4.で適用した原産性の基準を満たすことの説明

どのように原産性の基準を満たしているのかについて説明する。この例では以下のとおり。

●材料とHS番号

●TPP域内で完全に生産されている。

●非原産材料を使用しているが、品目別規則を満たす。

●僅少の非原産材料を適用するための要件を満たす。

【事例】革靴(輸入者自己申告)

手順5: 関係書類を添付する。

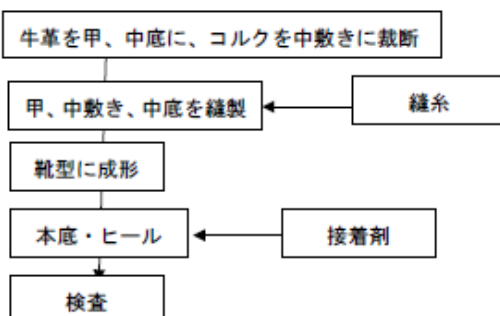
品名: 革靴 (FOB 価格 \$40)

品番: XXXXXX

製造原価計算書

				調達国	HS Code	価格 (\$)
直接費	材料費	1	牛革(甲)	カナダ	41 類	■
		2	牛革(中底)	中国	41 類	■
		3	本底・ヒール(EVA)	中国	64 類	3
		4	中敷き用コルク	中国	45 類	■
		5	接着剤	中国	35 類	■
		6	縫糸(ポリエステル)	中国	54 類	■
	労務費					■
間接費	開発費					■
	水道光熱費					■
	減価償却費					■
合計						■

<製造工程> 製造工場: カナダ、バンクーバー市



Canada Shoes Co., LTD.
12345, XX XX Street, Vancouver, Canada

原産性を確認した資料(製造原価証明書、製造工程表等)を原産品申告明細書の関係書類として添付する。

I. 自己申告制度利用の流れ

II. TPP11 (CPTPP)

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ

III. 日EU・EPA

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ
3. 演習

附属書3-Dに定められた申告文
(仕入書その他の商業上の文書上に作成する。)

日本語

(期間..... から まで)

この文書の対象となる製品の輸出者（輸出者参照番号..... ）は、別
段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地..... が特惠に係
る原産地であることを申告する。
(用いられた原産性の基準)

.....
(場所及び日付)

.....
(輸出者の氏名又は名称)

.....

英語

(Period : from to)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference
No) declares that, except where otherwise clearly indicated,
these products are of preferential origin.

(Origin criteria used)
.....

(Place and date)
.....

(Printed name of the exporter)
.....

同一の原産品の2回以上の輸送のために作成される場合には、当
該申告が適用される期間（作成の日から12箇月を超えない期
間）を記載する。そのような期間の適用がない場合には、この欄は
空欄。

日本国の輸出者の場合には、日本国の法人番号とする。輸出者
が番号を割り当てられていない場合には、この欄は空欄とすること
ができる。

産品の原産地を記載する。
“the European Union” 又は “Japan”

場合に応じて、以下の一又は二以上の記号を記載する。
完全生産品：「A」
原産材料のみから生産される産品：「B」
実質的変更基準を満たす産品：「C」
なお、「C」の場合には、実際に適用する品目別規則に応じて以下
の数字を追加的に記載。
 関税分類変更基準：「1」
 付加価値基準：「2」
 加工工程基準：「3」
「累積」：「D」
「許容限度」：「E」

場所及び日付は、文書自体に含まれる場合には、省略可。

ほか22言語の申告文が用意されている。

様式は任意です

<原産品申告書記載要領>

税関様式C第5292号-4

原産品申告書

(経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定)

本様式は、協定第3・16条に規定する「輸入者の知照」に基づく自己申告を行う場合に、任意様式として使用することができる。

1. 輸出者の氏名又は名称及び住所 (国名を含む)			
No.	2. 産品の概要 品名、仕入書の番号 (一回限りの輸入申告に使用する場合は、判明している場合) 等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項を記入する。	3. 関税分類 番号 (6桁、HS 2017)	4. 適用する原産性の基準 (A、B、C (Cの場合 1、2、3)) 適用するその他の原産性の基準 (D、E)
5. 包括的な期間 (同一の産品が2回以上輸送される場合の期間)			
6. その他の特記事項			

7. 以上のとおり、2. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく欧州連合の原産品であることを申告します。

作成年月日 _____
 作成者の氏名又は名称 _____ 印又は署名 _____
 作成者の住所又は居所 _____
 代理人の氏名又は名称 _____ 印又は署名 _____
 代理人の住所又は居所 _____

※A: 完全生産品、B: 原産材料のみから生産される産品、C: 実質的変更基準を満たす産品、1: 関税分類変更基準、2: 付加価値基準、3: 加工工程基準、異議なくは許容限度の規定を適用した場合 D: 累積、E: 許容限度

産品毎に記載する。

品名は、対象となる産品と関連付けるために十分なものとする。

該当する特惠基準 (A、B、C) のいずれかを必ず記載する。
 なお、Cの場合には実際に適用される品目別規則の種類に応じて (1、2、3) のいずれかを必ず記載する。
 また、必要に応じてD又はEを記載する。

12箇月を超えない特定の期間における同一の産品の2回以上の輸送を対象とする場合には、当該特定の期間を記載する。

輸入者の氏名又は名称、住所又は居所を記載する。

本原産品申告書の作成を委託する場合はその依頼された者。

<原産品申告明細書記載要領>

税関様式 C 第 5293 号

様式は任意です

原産品申告明細書

(ロオーストラリア協定、OTPP11 協定、OEU 協定)

1. 仕入書の番号及び日付	
2. 原産品申告書における製品の番号	3. 製品の関税分類番号
4. 適用する原産性の基準 ☐ WO 又は A ☐ PE 又は B ☐ PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること) ☐ CTC 又は 1・ ☐ VA 又は 2・ ☐ SP 又は 3・ ☐ DMI 又は E・ ☐ ACU 又は D	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 ☐ 生産者、 ☐ 輸出者、 ☐ 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所	印又は署名
(代理人の氏名又は名称及び住所又は居所)	印又は署名
作成	年 月 日

いずれか一つに必ずチェックを付す。

原則として日本への輸入通関に用いられるインボイスの番号・日付。

該当する原産品申告書の製品の概要欄の番号を記載。なお、概要欄1欄毎に明細書を作成。

製品の関税分類番号を6桁レベルで記載。

製品に適用する原産性の基準について、WO又はA、PE又はB、PSR又はC、のいずれか1つに必ずチェックを付す。

なお、PSR又はCにチェックを付した場合には、CTC又は1（関税分類変更基準）、VA又は2（付加価値基準）、SP又は3（加工工程基準）のいずれか1つに必ず、また必要に応じてDMI又はE、ACU又はDにチェックを付す。

いずれか一つに必ずチェックを付す。

(4欄でチェックを付した原産性の基準に応じて、以下のような事実を記載。)

- ・WO又はA：締約国において完全に得られた、又は生産された製品であることを確認できる事実
- ・PE又はB：すべての一次材料（製品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が原産材料となっていることが確認できる事実
- ・CTC又は1：すべての非原産材料の関税分類番号と製品の関税分類番号との間に特定の関税分類番号の変更があることが確認できる事実
- ・VA又は2：各協定に定める計算式によって、一定の価値が付加されていることが確認できる事実
- ・SP又は3：特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる事実
- ・その他の原産性の基準：輸入しようとする製品が各協定に規定するその他の原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実

6欄においてチェックを付した証拠書類の保有者と8欄の作成者の関係性が不明確な場合には、必要に応じて両者の関係性を記載する。

自署又は署名の形状の印字。

※WO又はA：完全生産品、PE又はB：原産材料のみから生産される製品、PSR又はC：実質的変更基準を満たす製品、CTC又は1：関税分類変更基準、VA又は2：付加価値基準、SP又は3：加工工程基準、DMI又はE：僅少の非原産材料又は許容限度、ACU又はD：累積

③原産品申告明細書に添付する関係書類

原産品申告明細書等に記載された説明内容を確認できる、以下のような関係書類を添付する。

○ 完全生産品の場合

産品が締約国において完全に得られた産品であることを確認できる契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

○ 原産材料のみから生産された産品の場合

すべての一次材料(※)が締約国の原産品であることが確認できる契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書等

※一次材料：産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く

○ 実質的変更基準を満たす産品の場合

イ. 関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税率表番号が確認できる総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

ロ. 付加価値基準を適用する場合

産品のFOB価額とすべての非原産(一次)材料のCIF価額による計算式によって特定の付加価値を付けていることが確認できる製造原価計算書、仕入書、伝票、請求書、支払記録等

ハ. 加工工程基準を適用する場合

当該基準に特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

➤ 原産品申告明細書に添付する書類の例

France wine corporation

Material List

Product : Red Wine

NO. : XXXXXX

	Material	Remarks
1	Grape	Variety of grape
		Merlot FRANCE 80%
		Cabernet sauvignon FRANCE 20%
2	Antioxidant	

注) 原産品であることを説明する本書類はあくまで例であり、本事例では、ぶどうがEU域内で収穫されたものであることを示す書類として材料表を取り上げております。

材料表以外の書類であっても、契約書、製造工程フロー図等、ぶどうがEU域内で収穫されたことが分かる書類であれば構いません。

また、輸出者からぶどうがEU域内で収穫されたことが分かる書類が入手できない場合はその旨を明細書に記載ください。

【お知らせ】 税関HP掲載資料

輸入申告時に税関に提出する貨物の原産地にかかる説明(資料)について

日EU・EPAを適用して輸入申告する場合には、自己申告手続きに関し、以下にご留意下さい。

日EU・EPAに基づき特惠待遇を要求する輸入者は、同EPA第3.16条第3項の第2文目に規定されている通り、貨物が当該EPA及び法令の要件を満たすか否かに関する説明(資料)を税関へ提出することが求められます。この場合、当該説明(資料)については、輸入者が入手できないものまで税関へ提出する義務を負っているものではありません。

また、当該説明(資料)が提出できない場合、特惠適用が直ちに否認されるものではありません。

輸入者が当該説明(資料)を税関に提出することとした場合には、以下のように取り扱われます。

1. 輸入者による特惠待遇の要求が「原産地に関する申告(輸出者自己申告)」に基づく場合
 - ・輸入者は当該説明(資料)の提出にあたって税関様式C-5293(原産品申告明細書様式)を使用することが可能です。
 - ・この場合、輸出者は同EPA第3.17条(1)に基づき原産地に関する申告及び提供する当該情報の正確性について責任を負います。
2. 輸入者による特惠待遇の要求が「輸入者の知識(輸入者自己申告)」に基づく場合
 - ・当該説明(資料)の提出に当たり、輸入者は税関様式C-5292-4(原産品申告書様式)及びC-5293(原産品申告明細書様式)を使用することが可能です。
 - ・輸入者自己申告は、輸入者が同EPA第3.18条に基づき貨物が原産品であること及び当該協定に定める要件を満たすことを示す情報を入手していることが前提となっております。

なお、必要に応じ、同協定第3・21条に基づく原産品であるかどうかの確認を行う場合があります。

I. 自己申告制度利用の流れ

II. TPP11 (CPTPP)

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ

III. 日EU・EPA

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ
3. 演習

【事例1】Tシャツ(輸出者自己申告)

○イタリアから日本に輸入される「Tシャツ」を、日EU・EPA税率を適用して通関したい。

○当該貨物に対し日EU・EPA税率の適用は可能か。
また、日EU・EPA税率を適用するために必要な手続きは何か。



Tシャツ
(製造国:イタリア)

【事例1】Tシャツ(輸出者自己申告)

手順1: 原産品申告書と関係書類を入手する。

輸出者による自己申告

(Period: from to)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No ...0123456789...) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of ...the European Union... preferential origin.

(Origin criteria used)

...C3.....

(Place and date)

XXXX XXXXXXXXX, 20121, Milano, Italy

(Printed name of the exporter)

MILANO GARMENT CO.,LTD.

C: 実質的変更基準を満たす産品
3: 加工工程基準



品目別規則を満たしているか確認する

輸出者から提出された資料

品名: Tシャツ

品番: XXXXX1, XXXXX2, XXXXX3

材料表

	材料名	備考
1	綿製編み生地	FRANCE CLOTH CO.,LTD. (XXXX XXXXXXX, Lyon, France)にてメリヤス編み
2	綿織物	ポケット 製造国: 中国
3	縫糸	製造国: 中国

<製造工程>

製造工場: MILANO GARMENT CO.,LTD.

(XXXX XXXXXXXXX, 20121, Milano, Italy)

1. 2の生地
裁断

縫製

検査

梱包

MILANO GARMENT CO.,LTD.
XXXX XXXXXXXXX, 20121, Milano, Italy

【事例1】Tシャツ(輸出者自己申告)

手順2: 産品が原産品として認められるかを確認する。

➤ 日EU・EPA品目別規則 第61類

61.01-61.17	
「裁断により形成し、又は直接に形成したメリヤス編物又はクロセ編物の二以上を縫い合わせ、又はつなぎ合わせて得られる産品」	メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ
その他の産品	(省略)



EU域内で

- ・生地を編んでいること、
- ・生地を裁断してTシャツを製品化していることを確認する

➤ 日EU・EPA品目別規則 第61類

「裁断により形成し、又は直接に形成したメリヤス編物又はクロセ編物の二以上を縫い合わせ、又はつなぎ合わせて得られる産品」

メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ

輸出者から提出された資料

品名：Tシャツ
品番：XXXXX1、XXXXX2、XXXXX3

材料表

	材料名	備考
1	綿製編み生地	FRANCE CLOTH CO.,LTD. (XXXX XXXXXX, Lyon, France)にてメリヤス編み
2	綿織物	ポケット 製造国：中国
3	縫糸	製造国：中国

<製造工程>
製造工場：MILANO GARMENT CO.,LTD.
(XXXX XXXXXXXX, 20121, Milano, Italy)

1. 2の生地
裁断

縫製

検査

梱包

MILANO GARMENT CO.,LTD.
XXXX XXXXXXXX, 20121, Milano, Italy

EU域内でメリヤス編みしている

EU域内で裁断・縫製してTシャツを製造している

綿織物、縫糸をEU域内で製造していない(非原産材料)の場合、Tシャツは原産品と認められる？

日EU協定附属書3-A 品目別規則の注釈

注釈3 附属書3-Bの規定の適用

1. (省略)
2. (省略)
3. 一の品目別原産地規則が產品について特定の材料から生産されるものでなければならぬことを定める場合には、この要件は、固有の性質上の理由からこの要件を満たすことができない他の材料の使用を妨げるものではない。

原産地規則解釈例規 (平成26年6月13日財関第598号)

原産地ポータルに掲載

第3章(その他の原産地基準等関連)

2. EU協定附属書3-A(品目別原産地規則の注釈)注釈3第3項の規定について

EU協定の附属書3-A注釈3第3項中、「固有の性質上の理由からこの要件を満たすことができない他の材料の使用を妨げるものではない」とは、その固有の性質上、品目別規則を満たすことが出来ない非原産材料については、原産性の判断を行うに当たり、考慮する必要はないことを意味する。例えば以下の場合を含む。

同協定附属書3-Bにおいて、第二欄に記載する規則が「製織と製品にすること(布の裁断を含む)との組合せ」の場合、製織することが出来ない非原産材料(メリヤス編み又はクロセ編みしたもの等)については、当該加工工程の要件を考慮する必要はない。

品目別規則が「メリヤス編み又はクロセ編み」を要求している場合、「編む」ことができない非原産材料(織り生地、縫糸等)は品目別規則を考慮しなくてよい。

【事例1】Tシャツ(輸出者自己申告)

輸出者から提出された資料

品名 : Tシャツ

品番 : XXXXX1、XXXXX2、XXXXX3

材料表

	材料名	備考
1	綿製編み生地	FRANCE CLOTH CO.,LTD. (XXXX XXXXXX, Lyon, France)にてメリヤス編み
2	綿織物	ポケット 製造国 : 中国
3	縫糸	製造国 : 中国

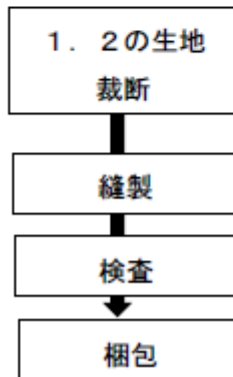
EU域内でメリヤス編みしている

綿製編み生地をEU域内で裁断・縫製してTシャツを製造している

<製造工程>

製造工場 : MILANO GARMENT CO.,LTD.

(XXXX XXXXXXXX, 20121, Milano, Italy)



綿織物、縫糸は品目別規則を考慮しなくてよい
(非原産材料でよい)

MILANO GARMENT CO.,LTD.
XXXX XXXXXXXX, 20121, Milano, Italy

**Tシャツは品目別規則を満たしているので、
日EU・EPA上のEU原産品である。**

明細書の関係書類として添付

【事例1】Tシャツ(輸出者自己申告)

手順3: 原産品申告明細書を作成する。

＜原産品申告明細書の記載例＞		税関様式 C 第 5293 号
原 産 品 申 告 明 細 書 (□オーストラリア協定、□TPP11 協定、☒EU 協定)		
1. 仕入書の番号及び日付 ABC012345 2019.XX.XX		
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第 6109.10 号	
4. 適用する原産性の基準 ☐WO 又は A ☐PE 又は B ☒PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること) ☐CTC 又は 1・☐VA 又は 2・☒SP 又は 3・☐DMI 又は E・☐ACU 又は D		
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 ＜製造工程＞ メリヤス編み：フランス 裁断及び縫製：イタリア よって、本品は、品目別規則に定める上記工程をフランス及びイタリアにおいて経ていることから、EU の原産品である。 上記事実は別添資料により確認することができる。		
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 ☐生産者、☒輸出者、☐輸入者		
7. その他の特記事項		
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所)		印又は署名 印又は署名
作成 2019 年 XX 月 1 日		税関 商事

※WO 又は A：完全生産品、PE 又は B：原産材料のみから生産される製品、PSR 又は C：実質的変更基準を満たす製品、CTC 又は 1：関税分類変更基準、VA 又は 2：付加価値基準、SP 又は 3：加工工程基準、DMI 又は E：僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D：累積

(規格 A 4)

2. 原産品申告書における製品の番号

原産品申告明細書は、原産品申告書の製品毎に作成する。
この欄には、原産品申告書の「製品の概要」における製品の
欄の番号([1]、[2]など)を記載する。

4. 適用する原産性の基準

実質的変更基準を満たす製品なので「PSR 又は C」にチェック。
かつ、加工工程基準を適用するので「SP 又は 3」にチェック。

5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明

どのように原産性の基準を満たしているのかについて説明
する。この例では以下のとおり。

●EU 域内でメリヤス編み又はクロセ編みの生地を製造し、
かつ、生地を裁断して、Tシャツを製造していること。

【事例2】トマト缶（輸出者自己申告）

○イタリアから日本に輸入される「トマト缶」を、日EU・EPA税率を適用して通関したい。

○当該貨物に対し日EU・EPA税率の適用は可能か。
また、日EU・EPA税率を適用するために必要な手続きは何か。



トマト缶（イタリア産）

材料：トマト、トマトピューレ、岩塩

【事例2】トマト缶(輸出者自己申告)

手順1: 原産品申告書と関係書類を入手する。

輸出者による自己申告

(Period : from to)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No ...0123456789...) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of ...the European Union... preferential origin.

(Origin criteria used)
...C3.....

(Place and date)
XXX20201,XXXXXXX, Italy, XX.XX.2019

(Printed name of the exporter)
ITALY TOMATO CO.,LTD.

C: 実質的変更基準を満たす産品
3: 加工工程基準 (又は1: 関税分類変更基準)



品目別規則を満たしているか確認する

輸出者から提出された資料

品名: トマト缶 (FOB €100)

材料

	材料名	備考
1	トマト	イタリア産
2	トマトピューレ	イタリア産トマトから製造
3	岩塩	

<製造工程>
トマト産地: イタリア●●州
トマト缶製造工場: ITALY TOMATO CO.,LTD.
(XXX20201,XXXXXXX, Italy)

トマト皮むぎ、カット→トマトピューレ製造
→カットトマト、岩塩と混合→検査→出荷

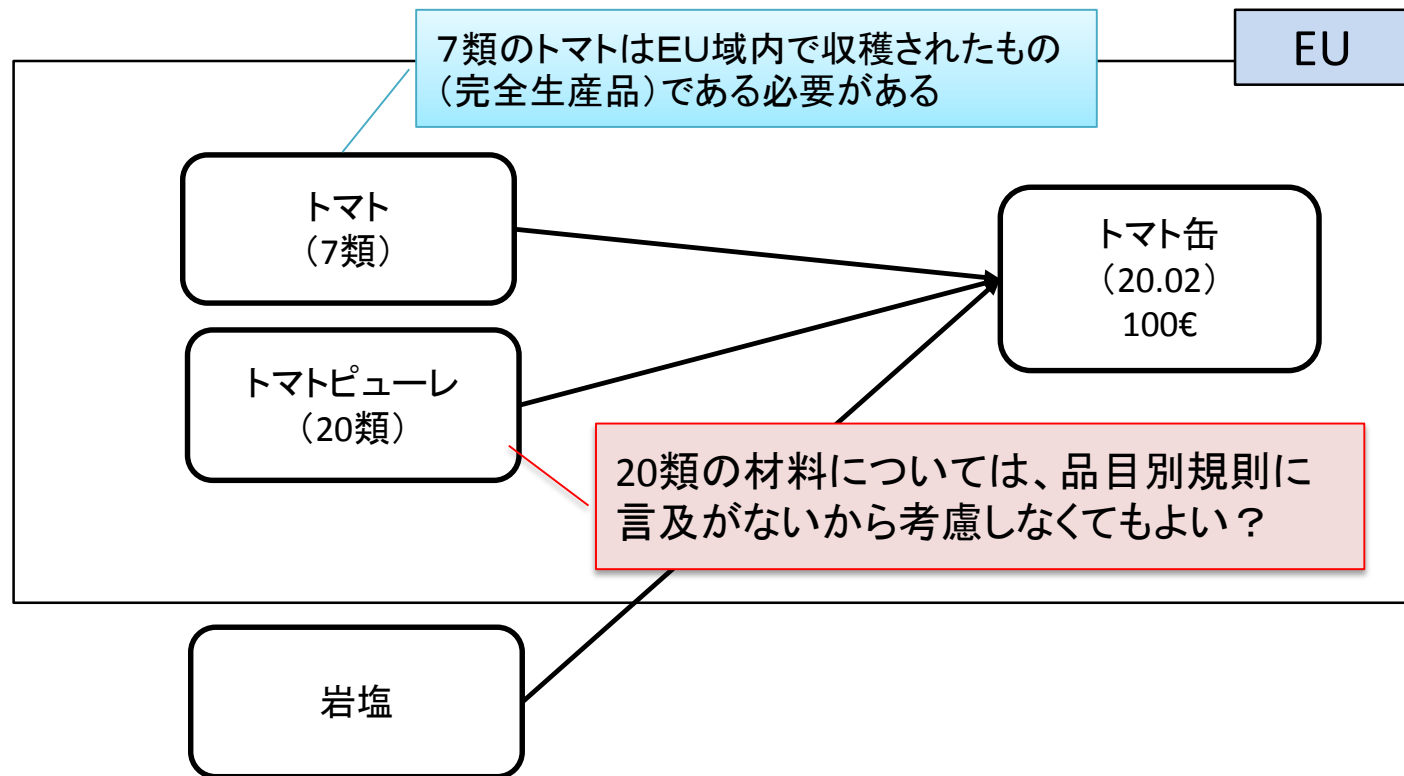
ITALY TOMATO CO.,LTD.
XXX20201,XXXXXXX, Italy

【事例2】トマト缶（輸出者自己申告）

手順2：産品が原産品として認められるかを確認する。

➤ 日EU・EPA品目別規則 第20.02項－第20.03項

生産において使用される第7類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。



原産地規則解釈例規(平成26年6月13日財関第598号)

原産地ポータルに掲載

第1章(第1部～第4部関連)

2. EU協定附属書3-B中、生産において使用する材料について関税率表の類や品目等を限定し、「締約国において完全に得られるものであること」と規定されている規則の解釈について

EU協定の附属書3-Bにおいて、第二欄に記載する規則が例えば「生産において使用される第7類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。」の場合、当該規則は生産において直接使用される第7類の材料だけでなく、他の材料の生産に使用される第7類の材料についても締約国において完全に得られるものであることを意味する。

EU域内で収穫されたもの(完全生産品)でなければならない。

EU

トマト
(7類)トマト
(7類)トマトピューレ
(20類)トマト缶
(20.02)
FOB100€

岩塩

トマトピューレの材料のトマトもEU域内で
収穫されたもの(完全生産品)でなければならない。

トマト缶は、材料のトマトがEUの完全生産品であれば、日EU・EPA上のEU原産品と認められる

➤ 日EU・EPA品目別規則 第20.02項－第20.03項

生産において使用される第7類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。

輸出者から提出された資料

品名：トマト缶（FOB €100）

材料

	材料名	備考
1	トマト	イタリア産
2	トマト ピューレ	イタリア産トマトから製造
3	岩塩	

材料のトマトがEU域内で収穫されたものか確認

＜製造工程＞

トマト産地：イタリア●●州
トマト缶製造工場：ITALY TOMATO CO.,LTD.
(XXX20201,XXXXXXX, Italy)

トマト缶がEU域内で製造されているか確認

トマト皮むぎ、カット→トマトピューレ製造
→カットトマト、岩塩と混合→検査→出荷

ITALY TOMATO CO.,LTD.
XXX20201,XXXXXXX, Italy

明細書の関係書類として添付

【事例2】トマト缶(輸出者自己申告)

手順3: 原産品申告明細書を作成する。

<原産品申告明細書の記載例>

税関様式 C 第 5293 号

原 産 品 申 告 明 細 書

(ロオーストラリア協定、ロTPP11 協定、☒EU 協定)

1. 仕入書の番号及び日付 ABC012345 2019.XX.XX	
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第 2002.10 号
4. 適用する原産性の基準 ☐ WO 又は A ☐ PE 又は B ☒ PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること) ☐ CTC 又は 1・ ☐ VA 又は 2・ ☒ SP 又は 3・ ☐ DMI 又は E・ ☐ ACU 又は D	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 ＜原材料＞ トマト(7類) トマトピューレ 岩塩(原産地不明) 本品は、イタリア所在の輸出者工場においてイタリア産トマトから製造したものであることから、 本品は EU の原産品である。 上記事実は製造原価計算書及び製造工程表により確認することができます。	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 ☐ 生産者、 ☒ 輸出者、 ☐ 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 印又は署名 税関商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68 (代理人の氏名又は住所及び住所又は居所) 印又は署名 作成 2019 年 XX 月 1 日 税関商事	

※WO 又は A: 完全生産品、PE 又は B: 原材料のみから生産される製品、PSR 又は C: 実質的変更基準を満たす製品、CTC 又は 1: 関税分類変更基準、VA 又は 2: 付加価値基準、SP 又は 3: 加工工程基準、DMI 又は E: 僅少の非産材料又は許容限度、ACU 又は D: 累積

(規格 A 4)

2. 原産品申告書における製品の番号

原産品申告明細書は、原産品申告書の製品毎に作成する。
この欄には、原産品申告書の「製品の概要」における製品の
欄の番号([1]、[2]など)を記載する。

4. 適用する原産性の基準

実質的変更基準を満たす製品なので「PSR又はC」にチェック。
かつ、加工工程基準を適用するので「SP又は3」にチェック。
(関税分類変更基準の場合は「CTC又は1」)

5. 上記4. で適用した原産性の基準を満たすことの 説明

どのように原産性の基準を満たしているのかについて説明
する。この例では以下のとおり。
●材料とHSコード
●EU域内で完全に生産されている。
●トマトがEUの完全生産品であること。

I. 自己申告制度利用の流れ

II. TPP11 (CPTPP)

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ

III. 日EU・EPA

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ
3. 演習

○ ドイツで「アクリル酸エチル」(HS2916.12)を生産するが、
日EU・EPA上のEU原産品と認められるか。

別添資料1 (INVOICE) 及び

別添資料2 (Material List、Letter) をもとに検討してください。

- ・HS番号及び商品の商業上の妥当性については問題ないものとする。
- ・各資料に記載されている各情報は信頼できるものとする。

協定別全品目別規則一覧 (HS2017) / Product-Specific Rules of Origin for EPAs (Schedule) (HS2017)

番号 /H.S. code	品名 /Description	日EU経済連携協定 /Japan-EU EPA
2916.12	アクリル酸のエステル	CTSH、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生 産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行 われること、 MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は RVC五十五パーセント (FOB)

※ CTSH: 号の変更 (=6ケタ変更)

【演習】アクリル酸エチル(輸出者自己申告)

産品: ETHYL ACRYLATE
(HS 2916.12)

材料: 右記「Material List」のとおり

Material List

	Material	HS code	Origin
1	Crude Acrylic Acid	2916.11	GERMANY Origin
2	Ethanol	2207.10	GERMANY Origin
3	p-Methoxyphenol	2909.50	Imported from Thailand

番号 /H.S. code	品名 /Description	日EU経済連携協定 /Japan-EU EPA
2916.12	アクリル酸のエステル	① CTSH、 ② 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 ③ MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は ④ RVC五十五パーセント (FOB)

原産材料とは、協定上の原産品を材料として使用するものを指す。
→「GERMANY Origin」という情報のみでは、日EU協定上の原産材料とは言いきれない。

どれか1つを満たせばよい

材料1,2は、非原産材料として扱っても品目別規則①(CTSH)を満たすため、原産性の確認は不要。
材料3は、同品目別原産地規則を満たす。

⇒ 産品は、日EU・EPA上の「EU原産品」と認められる

日EU・EPA税率で日本に輸入するには？

⇒ 原産品申告明細書(別添資料3)を作成

原産品申告明細書の解答例は、
次ページにあるので、
解いてから見てください。



カスタム君

【演習】アクリル酸エチル(輸出者自己申告)

原産品申告明細書

様式は任意です

(☐オーストラリア協定、☐TPP11 協定、☒EU 協定)

1. 仕入書の番号及び日付 Invoice No. OBTH-035、 2019.2.16	
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 2916.12
4. 適用する原産性の基準 ☐ WO (又は A) ☐ PE (又は B) ☒ PSR (又は C) ☒ CTC (又は 1) ☐ VA (又は 2) ☐ SP (又は 3) ☐ DMI (又は E) ☐ ACU (又は D)	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> すべて非原産材料とする。 ① アクリル酸(第 2916.11 号) ② エタノール(第 2207.10 号) ③ p-メトキシフェノール(第 2909.50 号) <製造工程> ドイツベルリン内の輸出者工場において、①、②、③を使用し、エステル化などの工程を経て、 産品であるアクリル酸エチルを製造する。 ※なお、製造工程表については、輸出者に係る営業秘密が含まれているため、提出できない。 <原産性について> 本産品は、品目別原産地規則(第 2916.12 号)に定める「CTSH(号変更)」を満たすことから、 EU の原産品である。 上記事実とは別添の材料一覧表及び輸出者によるレターにより確認することができる。	

「EU協定」に
レチェック

「PSR又はC」
及び
「CTC又は1」
にレチェック

裏面の「記載要領」
も参照

ご清聴ありがとうございました。



カスタム君